

令和5年度第2回流山市建築審査会議事録

目次

1	開催日時及び場所	2 ページ
2	出席した委員及び職員	2 ページ
3	議事	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	3 ～ 9 ページ

1 開催日時及び場所

日時：令和5年7月21日（金）

15時00分から16時00分まで

場所：流山市役所 第2庁舎 3階 304会議室

2 出席した委員及び職員

(1) 審査会委員 定数 5名 出席者 4名

横内 憲久 委員

日高 正人 委員

夏目 幸子 委員

岩岡 竜夫 委員

(2) 職員

まちづくり推進部長 梶 隆之

建築住宅課長 柿原 誠

建築住宅課企画・住宅室長 伊藤 努

建築住宅課審査係長 松永 嘉子

建築住宅課職員 佐藤 健太

建築住宅課職員 村田 彩

建築住宅課職員 小山田 瑞希

3 議事

(1) 建築審査会長の選考について（互選）

(2) 審議議案について 同意案件1件

第1号 建築基準法第55条第4項第二号（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）の規定による許可について（同意）

4 傍聴者

第1号議案 0名

5 議事の概要

(1) 開会 事務局

委員4名出席により、委員の過半が出席していることから、会議が成立している事及び公開審査である事を報告。

(2) 議事

ア 建築審査会長の選考について（互選）

- ・ 会長が選任されるまでの仮議長は、梶まちづくり推進部長とした。
- ・ 出席の委員の互選により、横内憲久委員を会長に選出した。
- ・ 出席の委員の互選により、日高正人委員を会長職務代理者に選出した。

イ 審議議案について 同意案件 1件

議事に先立ち、議事録署名人として横内会長により、夏目委員が指名された。

(ア) 第1号議案説明

事務局

建築基準法第55条第4項第二号（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）の規定による許可について説明。

(イ) 質疑応答

横内会長

入学してくる生徒は車椅子を利用している生徒か。

事務局

令和6年と令和9年に入学してくる生徒はいずれも自分で歩くことができると伺っている。

横内会長

では、階段の負担を少なくするための計画ということか。

事務局

そのとおりである。

岩岡委員

自転車置場は別申請か。

事務局

同時申請である。自転車置場は高さが2.210mであり、法55条の規定には関係がない。

岩岡委員

今回の計画は、障害のある生徒が入学してくるため設置するのか。それともどのような生徒が入学してくるのかわからなくても設置する計画はあったのか。また、エレベーターは障害のない学生も使用するのか。

事務局

今回の計画は、障害のある生徒が入学してくるため設置するものである。エレベーターの使用については、障害のある生徒が使用することを想定している。

日高委員

流山市の考え方として、全ての小中学校にエレベーターを設置しようとしているが、一度に全ての学校にエレベーターを設置できないため、必要が生じた都度設置するということか。

横内会長

これからバリアフリーを考えれば、どの学校でも必要となってくるが、市の教育現場として設置を進めていくという考えで良いか。

事務局

原則として、小学校には階段昇降機を、中学校にはエレベーターを設置するよう進めている。ただし、全ての中学校に対してエレベーターを設置するという計画が現在あるのではなく、車椅子使用等の生徒が入学する予定がある学校に優先的にエレベーターを設置している。このような予定がない学校については、今すぐにエレベーターを設置する計画はない。

岩岡委員

新設の学校に対して、設置する義務はないか。

事務局

義務はないが、新設の学校には標準仕様として、エレベーターを設置することとしている。

岩岡委員

エレベーターの設置場所について、壁を一部撤去することとなるが、それは問題ないか。

事務局

エレベーター増築にあたって、構造的な審査もしているため、その点は問題ない。

横内会長

渡り廊下を通るときは雨に濡れないか。

事務局

渡り廊下については、雨ざらしにはなっていない。

岩岡委員

自転車置場は生徒が利用するものか。

事務局

生徒が利用するものである。

岩岡委員

自転車を利用する生徒は昇降口までどのようにいくことになるのか。

事務局

校舎・武道場とプールの間を通っていくことになる。

岩岡委員

自転車置場については、建物に囲われているため、周辺環境に影響はないという判断か。

事務局

その通りである。

夏目委員

該当する生徒の教室はエレベーターが設置される棟に配置するということが良いか。

事務局

普段使う普通教室は北側の2階に配置される。2階は渡り廊下で南側の棟と繋がっているため、エレベーターを使用して北側の棟に行くことが可能である。

夏目委員

南側の棟にも普通教室はあるのか。

事務局

南側の棟には特別教室しか配置されていない。

岩岡委員

渡り廊下の2階は吹きさらしではないか。

事務局

吹きさらしではない。

岩岡委員

バリアフリーについて、トイレなどは問題ないか。

事務局

バリアフリースイレは1階に設置されている。

日高委員

生徒の動線の利便性を考えれば、北側の棟にあったほうが良いと思うが、南側の棟に配置したのは、圧迫感等も配慮してのことか。

事務局

北側の棟は昇降口や教室の配置の都合上、エレベーターを設置する場所がないということで、南側の棟を検討した。

横内会長

管理・普通教室棟と普通教室棟の間は設置できないのか。

事務局

エキスパンションジョイントで接続している部分になるため、エレベーターの設置はできない。南側の棟にエレベーターを設置すれば、南側の1階から3階まで全てに特別教室が配置されているため、各特別教室への移動が可能である。該当する生徒が使用する普通教室は北側の棟の2階にあるため、登下校時の動線は長くなるが、日中は渡り廊下を介して各特別教室へ移動しやすい配置である。

横内会長

第1号議案「建築基準法第55条第4項第二号（第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）の規定による許可について」同意することとしてよろしいか。

< 異議なしの声 >

横内会長

異議なしにより、同意することとする。

(ウ) その他

令和5年度第3回建築審査会の開催予定案について、令和5年9月15日（金）午後3時から予定していることを報告。

(3) 閉会